

2015年海運界重大ニュース

○ 海事産業界が協力してPR活動を展開

～「海でつながるプロジェクト」や学校教育関連で第一歩

海の恩恵に感謝し、海洋国である日本の繁栄を願う「海の日」が第20回を迎えた機会を捉え、政府、海事団体、地方自治体が連携し、「海でつながるプロジェクト」として「IMO 世界海の日パラレルイベント」をはじめ全国各地で海をテーマとした多彩なイベントを開催した。当協会もこれに参画し、広く一般の方に海運を身近に感じてもらうことを目的に商船の乗船見学会などを各地で実施した。また、学校教育の中で海事産業の重要性について扱われるよう、学習指導要領への反映を海事関係7団体で文部科学大臣に要望するとともに、海事都市を中心とした各地で海事産業を取りあげる授業の実施を働きかけた。

○ 「『新外航海運政策』の早期実現に向けた提言」を公表

当協会は、日本海事センターや学識経験者等の関係者の協力を得て「『新外航海運政策』の早期実現に向けた提言」を取り纏め7月に公表した。提言では、外航海運の重要性や特徴および諸外国の海運政策の考え方など、世界の現実・動向を十分に加味したうえで、外航海運を国家戦略産業として位置づけ、わが国外航海運産業および日本商船隊の国際競争力の強化を明確に目的とする国家施策を打ち出していくべきと訴えている。

○ 国際船舶に係る登録免許税の特例措置はほぼ要望通りの内容で延長・拡充

平成28(2016)年3月末をもって適用期限を迎える「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」について、当協会は超党派の国会議員等で構成される海事振興連盟や与野党各党の関連会合等において改善・延長を求めた。その結果、12月16日に発表された与党税制改正大綱において、ほぼ要望通りの内容で2年の延長と対象船舶の拡充が認められた。

○ 内航海運暫定措置事業の終結に向け環境整備される

内航海運暫定措置事業については、平成27(2015)年度をもって事業の柱である解撤交付金制度、建造等納付金免除制度が終了し、平成28(2016)年度以降は、同事業の残債務返済のための建造等納付金制度が、代替建造制度という新たな仕組みを加えた形で発足する。代替建造制度には、高齢化が指摘されている内航船腹の代替建造を促進させることにより、内航船腹の環境性能の向上や近代化を図るというコンセプトの下、そのインセンティブを与える仕組みが講じられている。平成28(2016)年度以降の暫定措置事業具体的運用細目の決定により、平成36(2024)年度を目途とする暫定措置事業の終結に向けた環境が整備された。

○ 新スエズ運河が開通、パナマ運河では新通航料体系・料金が発表

スエズ運河に並行する新運河は計画どおり1年で完工、8月6日に開通した。一方、7月29日には、ICSを始めとする国際海事団体代表団とスエズ運河庁(SCA)長官との面談が漸く実現(当協会も参加)、SCAからは今後の海運業界との定期対話実施に積極的な姿勢が示された。他方、新開門の平成28(2016)年4月開通が期待されるパナマ運河では、同運河庁(ACP)が平成28(2016)年4月適用の新通航料体系・タリフを4月29日に発表、海運業界の意見が一定程度は勘案された内容となった。

○ 世界各地における海賊の脅威が続く

アデン湾・ソマリア沖では、わが国自衛隊・海上保安庁による海賊対処行動や各国の活動が奏功し、海賊発生件数は平成 25（2013）年以降減少しているものの、依然として不審船情報など海賊の脅威は存在している。わが国は 7 月に海賊対処要項を 1 年延長したほか、EU NAVFOR および NATO 軍も平成 28（2016）年末までの活動を決定している。また、東南アジアや西アフリカにおいても、依然として海賊事件が発生し、船舶の航行を脅かしている。なお、当協会および国際船員労務協会は、10 月に第 5 回目となるジブチへの訪問団を派遣し、海賊対処活動に従事する関係者の方々へ謝意を表明した。

○ 温室効果ガス削減のための新たな枠組みを合意

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の第 21 回締約国会議（COP 21）は、GHG 削減に取り組む新たな法的枠組みである「パリ協定」を 12 月 12 日に採択した。国際海運については新たな取り決めは無く、事実上これまでどおり IMO（国際海事機関）において GHG 削減対策が検討されていくことになった。また、長期資金問題では、海運を含む国際交通分野への言及は無かったものの、途上国支援のための資金拠出（年間 1000 億ドル）を積み増す方向性が合意された。

○ 外国人船員承認制度が拡充

平成 22（2010）年度「成長戦略船員資格検討会」において取りまとめられた日本籍船に乗船する外国人船員承認制度の規制緩和措置に基づき、資格ならびに承認証取得要領の改善が図られた。これまで機関承認校としての認定を受けていたフィリピン 6 校、インド 3 校に加えて、当協会から要望していた東欧 3 カ国（クロアチア、ブルガリア、ルーマニア）4 校に対して、機関承認制度が導入された。また、承認試験に代わる船長による実務能力確認制度に関しては、1 ヶ月コースの対象国が新たにイギリスならびにベトナムへも拡大され、新たに BSM 社（Bernhard Schulte Shipmanagement 社）が対象会社として認定された。このほか本年 5 月のフィリピンにおける民間審査時より三級海技士（電子通信）の失効再交付講習が開始された。

○ 水先制度改善に向け、公的な検討会による審議開始

本年 4 月、国土交通省は当協会の申し入れを受けて水先人人材確保・育成等検討会を設置し、水先人の人材確保、安全対策を含む水先に関する重要な項目について、これまで三回に亘って検討を行っている。同検討会では、短期的対策と中長期的対策に分けて検討を行っており、まずは短期的対策である内海水先区、中小水先区の後継者確保問題について平成 28（2016）年 3 月に中間とりまとめを行う。更に中長期的な課題である引受法人導入に向けては並行的に必要な検討を続けていく。

以上